

# **運動部活動の指導について**

## **《改訂版》**

**滋賀県教育委員会**

**平成22年4月**

**(平成23年5月一部修正)**

**(平成25年3月 加筆 )**

# はじめに

「運動部活動の指導について（平成14年1月）」は、運動部活動を通して生徒の自主性の育成や個性の伸長を図る中で、安全を確保するために必要な事項や保護者への説明責任についてなど、運動部活動の適切な在り方を示すことを目的として作成したところです。

今回の改訂は、平成20年4月に中学校学習指導要領が、平成21年4月に高等学校学習指導要領が改訂され、部活動が教育活動の一環であることが明記されたことを受け、運動部活動の意義や適切な運営と管理について改善を図ることをねらいとして行ったものです。

滋賀県教育振興基本計画で示している教育の基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」の実現に向けて、本改訂版をご活用の上、運動部活動が各学校において、さらに充実したものになることを期待しています。

平成22年（2010年）4月

滋賀県教育委員会 教育長 末松 史彦

# 目 次

第 1 運動部活動の意義	1
第 2 運動部活動の運営	
1 部の設置	2
2 部活動の組織化	3
3 教師（顧問）の役割	3
4 目標の設定	4
5 計画の作成	4
6 日常の練習メニュー	4
7 校外活動（合宿・遠征等）	5
8 練習時間・休養日	5
9 部費等	6
10 保護者及び地域との連携	6
11 外部指導者の活用	6
12 適切な運営	7
13 体罰の防止	11
第 3 運動部活動の管理	
1 生徒の健康管理	13
2 生徒の事故防止と安全指導	13
3 練習の管理及び指導	14
4 下校指導と施設・用具の管理	14
5 学校外での活動	14
6 教師（顧問）の連携	15
7 緊急時の対応	15
8 部活動を支える体制づくり	15
9 事故防止	16
資料	
1 緊急体制	18
2 法的責任と義務	19
3 熱中症予防	20
4 落雷の予兆	22
5 通知文	23



# 第1 運動部活動の意義

運動部活動とは、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもと、主に放課後において自主的・自発的に運動やスポーツを行うものです。

また運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、仲間や教師（顧問）等との密接な触れ合いの場として、大きな意義を有するものです。

この運動部活動の位置付けについては、学習指導要領において、次のように記述されています。

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省）第1章総則 第4の2の（13）

高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省）第1章総則 第5款の5の（13）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

また、指導計画の作成等や教育課程の実施等においては、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的（主体的）<sup>注1</sup>に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」と記載されています。

これらを踏まえた上で、運動部活動の指導を適切に行う必要があります。

注1（主体的）は高等学校の場合

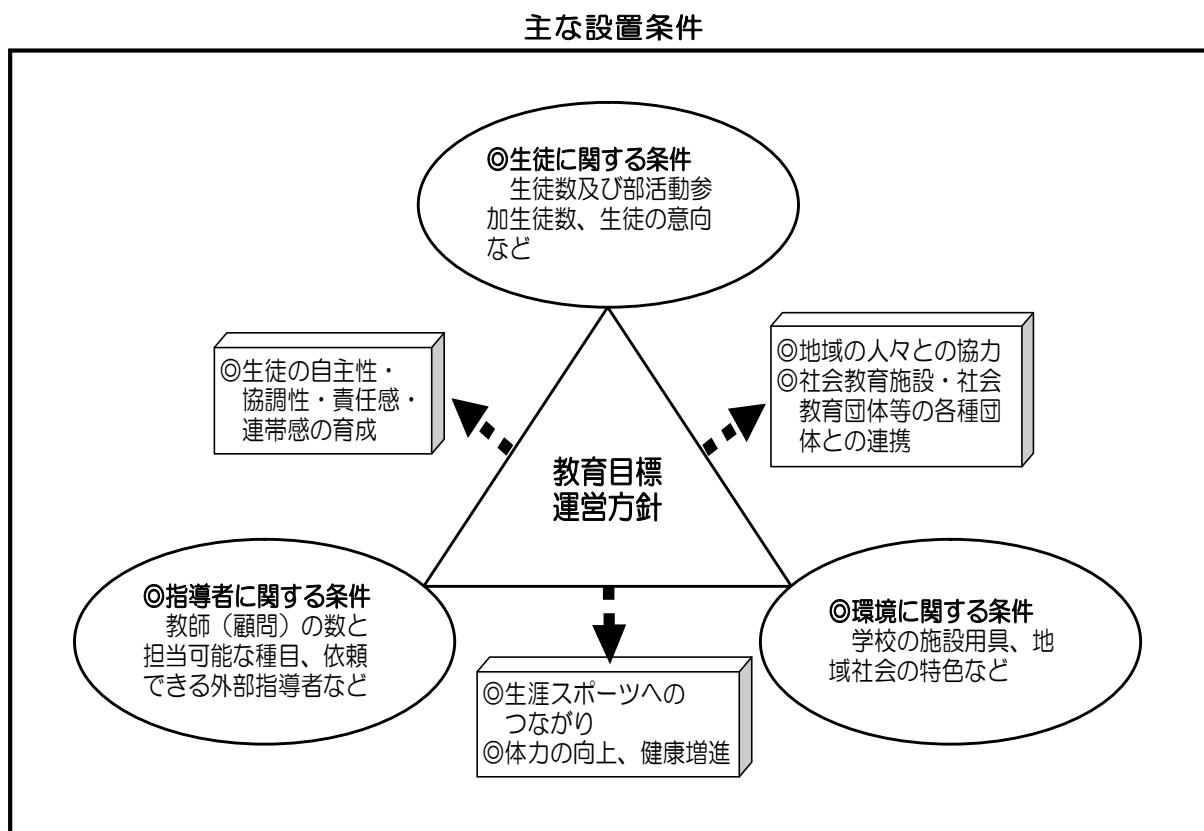
## 第2 運動部活動の運営

運動部活動は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間性形成を図る上で、極めて重要な教育活動であり、生涯スポーツの基盤を培う活動としても重要です。

学校では、教育目標の具現化を図る視点で位置付け、活動目標を明確にしていくことが大切です。

### 1 部の設置

部活動は、各学校の校務分掌規程等にもとづき、学校運営上必要があると認められる場合に設置されるものです。



## 2 部活動の組織化

運動部活動は、学校の教育目標や運営方針を踏まえ、学校全体で推進していくことが基本です。

そこで、学校の実態に即した組織を設けるとともに、校務分担を行います。

- ☆ 部活動担当者（生徒課や生徒会担当等）の決定
- ☆ 各部顧問の決定
- ☆ 顧問会議等の開催

## 3 教師（顧問）の役割

運動部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場です。

日々の活動においては、生徒と一緒に汗を流し、話し合い、高め合うなど、授業とは異なる人間関係や生徒理解を深めることができます。

運動部活動を通して、日々成長していく生徒の充実感あふれる姿に直接触れることができることは、顧問のみが得られる喜びです。

具体的な活動場面では、教師（顧問）が活動全体において指導することが基本ですが、状況によっては、その日の活動内容や注意事項を的確に指示した上で、生徒の自主性を促す活動を見守ることも有効です。

指導方法については、同じ職場の教師に相談したり、同じ競技を指導している他校の顧問や競技団体の関係者などと積極的に交流するなど、指導力を高めていくことも大切です。

また、教師（顧問）自らが専門書等で指導方法を学びながら、指導力を高めていく努力も必要です。

これらの積極的な姿勢は、生徒や保護者からの信頼を得ることにつながり、活動の充実を図っていくことができます。

### 顧問の役割

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ▶ 年間活動等の計画の作成  | ▶ 広報活動（部活動通信等）     |
| ▶ 施設・用具の管理と指導  | ▶ 部会（ミーティング）の開催・運営 |
| ▶ 部予算の確保と管理    | ▶ 顧問会議への出席         |
| ▶ 部員名簿の作成      | ▶ 部員の事故防止と安全指導     |
| ▶ 部員の健康管理      | ▶ 保健室や病院との連携       |
| ▶ 実技指導         | ▶ 保護者との連携          |
| ▶ 部活動日誌等の活用と整理 | ▶ 地域団体との連携         |
| ▶ 大会への引率       | ▶ 中体連・高体連との調整      |

## 4 目標の設定

生徒一人ひとりのよさが生きる目標づくりが大切です。

- ☆ 学校教育目標や運営方針を十分に理解し、生徒の体力、技能、意欲、目的を把握し、生徒とともに設定すること。

※ 目標には **部目標**、**年間目標**、**月間目標**、**(大会までの) 短期目標** などが  
ある。

## 5 計画の作成

目標達成のための計画づくりが大切です。

- ☆ 生徒の体力、技能、成長等を考慮し、生徒とともに年間計画や月間計画を作成すること。
- ☆ 目標や課題を意識し、施設や用具、練習時間等を考慮しながら効率的・効果的な練習計画を作成すること。
- ☆ 健康診断や新体力テスト等の各種データを有効に活用すること。

※ 計画には **年間計画**、**月間計画**、**(大会までの) 短期計画**、**週間計画** などがある。

※ 目標(Object)→計画(Plan)→実行(Do)→評価(See)→修正活動(Action)  
により、活動を点検する。

## 6 日常の練習メニュー

目標、計画を十分に把握した効果的なメニューづくりが大切です。

- ☆ 生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう考慮すること。
- ☆ 生徒の家庭学習時間、ゆとりある生活時間の確保に努めること。
- ☆ 実行(Do)後は、新しい目標につながるための評価・修正活動を必ず行うこと。
- ☆ 万が一、不在になる場合は、他の顧問に代わりを依頼した上で、危険な練習を避け、活動時間は最小限に設定すること。

※ **質**に重点をおき、適切な**量**で練習メニューを作成することが大切である。

## 7 校外活動（合宿・遠征等）

競技力向上はもとより、生徒相互の理解を深め、好ましい人間関係を育てる目的で行う校外活動においては、事故・傷害の防止に努め、行き先・宿泊先及び連絡方法等を学校や保護者に事前に知らせておくことが必要です。

- ☆ 期日等は学校の年間行事等を踏まえた上で設定すること。また、事前に練習内容や活動時間等を計画し、過重な内容は避けること。
- ☆ 健康管理（休養時間の確保）や食中毒防止に配慮するとともに、緊急事態に備え、学校、保護者、救急病院等への連絡手順・方法を確認すること。
- ☆ 校長に許可を得た上で、校外行事届けを県教育委員会に提出すること。また、帰校時には、校長等に報告すること。
- ☆ 引率は、必ず教師（顧問）が行うこと。その際、安全確保に努め、徒歩、自転車、公共交通機関を利用すること。
- ☆ 緊急時等やむを得ない場合を除いて、教師（顧問）の私有車に生徒を同乗させないこと。

※ 目標や意義を踏まえ、行き先や日数については、生徒の技能等を考慮し、生徒の健康及び保護者の経費負担等にも十分配慮する。

## 8 練習時間・休養日

効率的な練習時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要です。

- ☆ 施設を効率的に使い、限られた時間で効果的な練習ができるよう工夫すること。
- ☆ 課業日、休日、長期休業中、シーズンとシーズンオフ、活動場所、施設、用具、個人差（新入生・能力等）等に応じて設定すること。
- ☆ 休養日は、学校週五日制の趣旨を踏まえ、生徒の健康や安全を配慮した上で設定すること。

※ 日常の練習については、基本的には放課後に実施し、活動時間は最長3時間程度で、学校教育活動としての範疇を越えないようにする。

※ 土・日の活動については、生徒にゆとりを与え、家族や友達、地域の人などにふれ合えるようにすることが大切であり、週あたり1日以上の休養日を設定する。

※ 長期休業中の活動については、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるようにする。

## 9 部費等

生徒会予算以外で物品を購入したり、合宿や練習試合等の活動費として使われている部費等の管理は、軽易に扱うことなく、適切な管理が必要です。

- ☆ 計画的に収支を執行するとともに、明確かつ適正に管理すること。

※ 部費は、金額の大小に関わらず、金融機関に預けて保管する。  
※ 会計簿を作成し、年1回は監査と会計報告を行う。また、臨時徴収したときは、その都度会計報告を行う。

## 10 保護者及び地域との連携

保護者との連携は、健康状態や生活状況を把握し、運動部活動を円滑に行う上で大切です。

また、地域においても、運動部活動への理解や協力が必要です。地域からの支援は生徒の励みになり、部の活性化につながります。

- ☆ 活動計画・報告や行事等の連絡を適宜行うこと。
- ☆ 地域の行事等へ参加するなど、地域との連携を図ること。

※ 連携を図る方法は、部だよりの発行、部参観の実施、保護者会の開催、地域との交流（ボランティアとして地域活動に参加する） 等があげられる。

## 11 外部指導者の活用

生徒の目標や欲求に応えるために、地域スポーツ指導者など、必要に応じて学校外の指導者に協力を求めることも考えられます。

- ☆ 外部指導者は、資格注2や一定の指導実績を有する、または相当の指導力を有すると認められる者であり、教育方針や目標、活動状況等の理解を得られる者であること。
- ☆ 外部指導者の活用に当たっては、校長が外部指導者に委嘱するとともに、教職員が共通理解を図ること。

注2 財団法人日本体育協会や競技団体等が認定するスポーツ指導者資格のこと

※ 外部指導者の活用は、教師（顧問）の指導力向上の機会ととらえ、外部指導者に任せきりではなく、教師（顧問）としての役割を認識した上で指導を行う。

### 学校と外部指導者との確認事項（参考例）

#### ○活用に関して

- ▶ 顧問と外部指導者との役割分担
- ▶ 学校教育方針、運動部活動の運営方針、目標の設定、練習計画等
- ▶ 外部指導者に指導を依頼する目的および具体的な指導内容
- ▶ 指導の依頼期間
- ▶ 外部指導者が負担する旅費等の必要経費
- ▶ 謝金、交通費の有無およびその支給の条件

#### ○部活動指導に関して

- ▶ 学校教育方針や部活動の運営方針に沿って指導を行うこと。
- ▶ 生徒に過度な負担を強いるなど不適切な指導は行わないこと。
- ▶ 従事中に知り得た学校、教職員、生徒、保護者等に関する情報を、外部に漏らさないこと。また、外部指導者を辞めた後も同様とする。
- ▶ 体罰、暴言等、生徒の人権を害する言動等は行わないこと。
- ▶ その他、学校、生徒、保護者の信頼を損ねる言動はとらないこと。

## 12 適切な運営

生徒が積極的かつ継続的に運動部活動へ参加するためには、計画、実践、評価のすべてに公正・公平な判断が必要であり、生徒の自主的・主体的な行動を促せるよう一人一役、役割分担等にも配慮し、生徒一人ひとりが意欲的に取り組めるような運営が大切です。

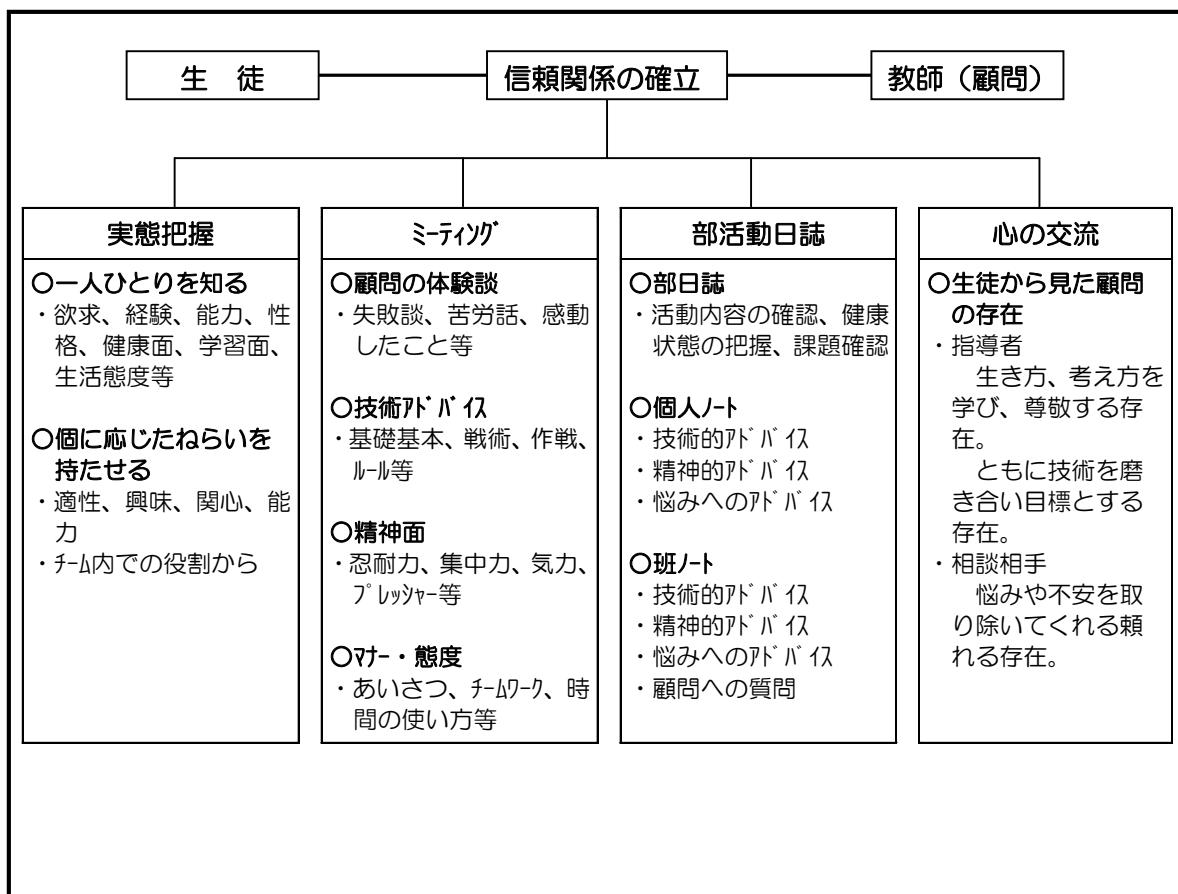
### （1）好ましい人間関係の育成

教師（顧問）と生徒、あるいは生徒相互の好ましい人間関係を育成することは、運動部活動を運営する上で大変重要です。

## ア 教師（顧問）と生徒とのかかわり

運動部活動における教師（顧問）の指導は、生徒の取組に大きく影響し、その成果を左右するものです。指導にあたっては、次の図のように場や機会をとらえて、きめ細かに関わり合っていきましょう。

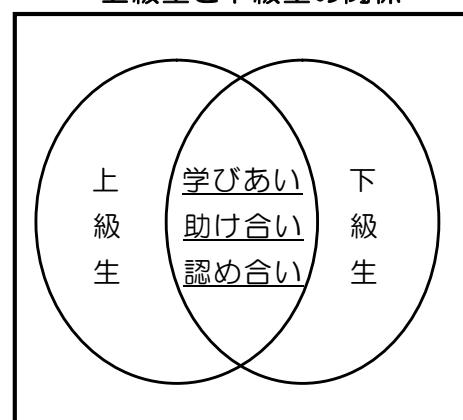
教師（顧問）と生徒の関係



上級生と下級生の関係

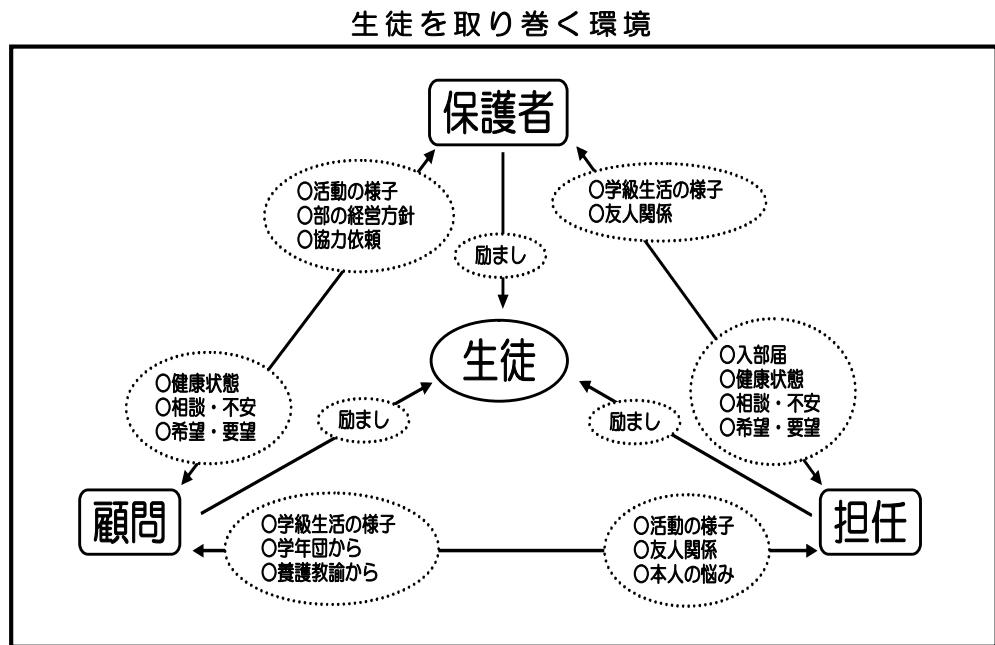
## イ 生徒同士のかかわり

- (ア) 率先して垂範する上級生
- (イ) 上級生から学ぶ下級生
- (ウ) 一人一役などで役割分担
- (エ) 意見交換や競い合いの中で学び合う
- (オ) 悩んだときに助け合う
- (カ) よいところを認め合う



## ウ 取り巻く環境とのかかわり

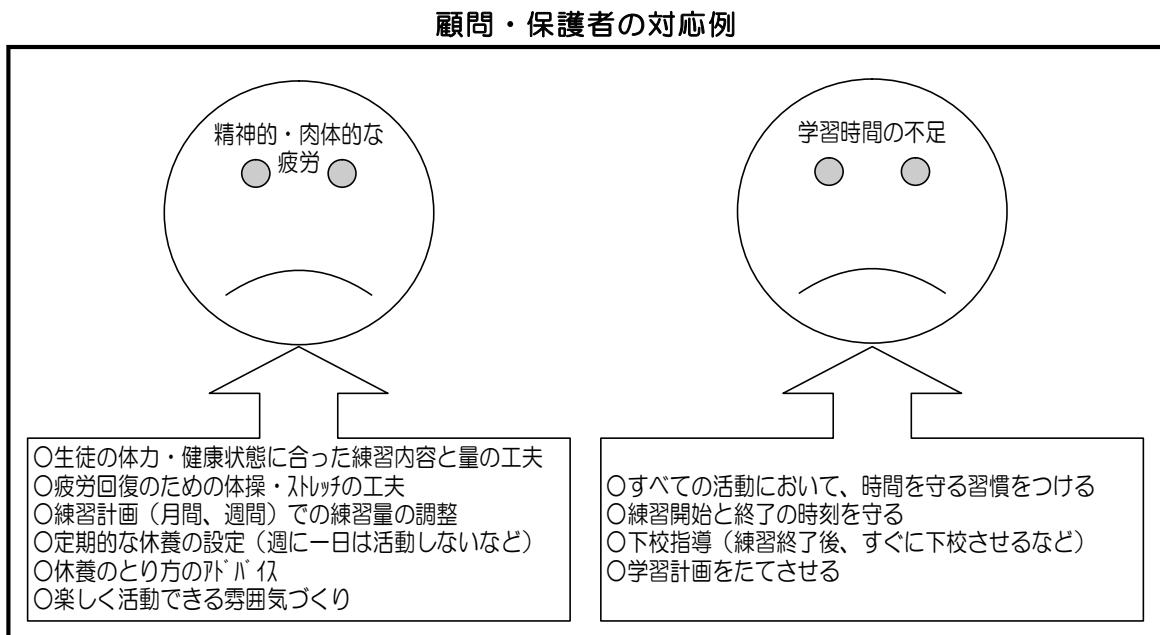
運動部活動に関わる諸問題を解決する場合、生徒を取り巻く環境に働きかけていくことが大切です。



## (2) 運動部活動と学習の両立

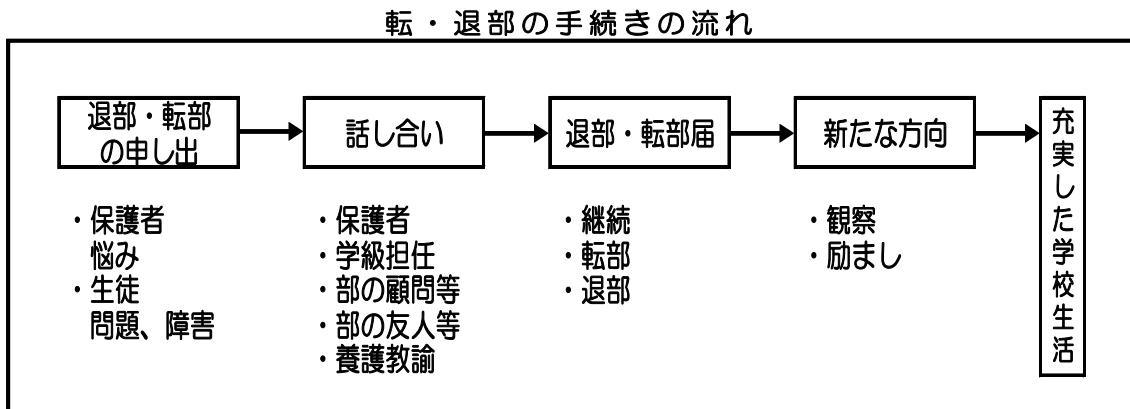
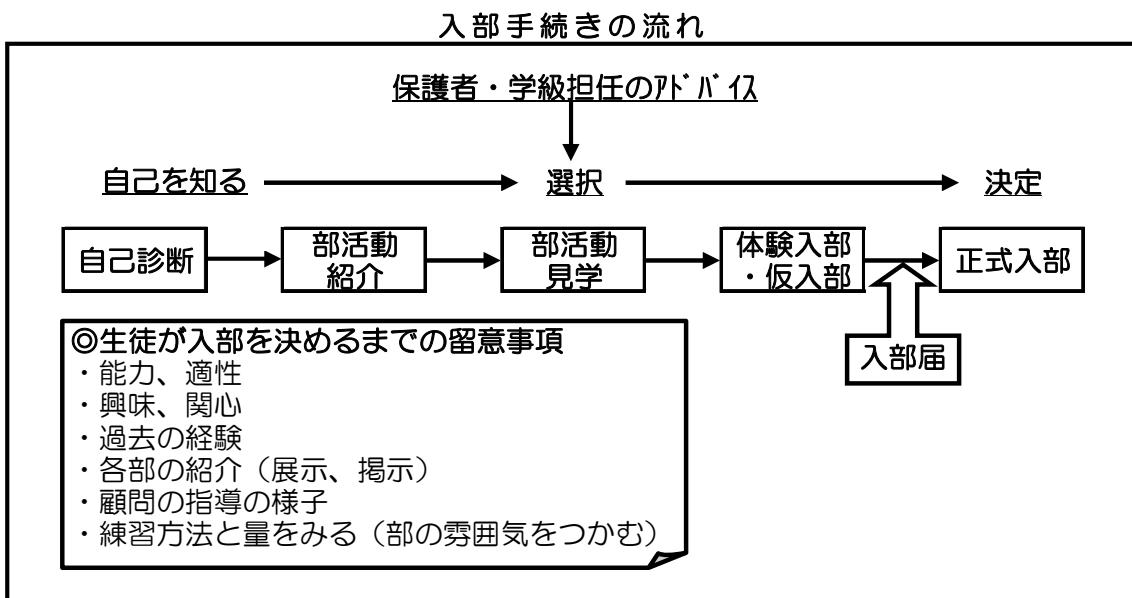
### ア 両立のための対応

運動部活動と学習の両立について多くの生徒が悩み、その解決に向けて努力しています。両立のために、生徒の実態を踏まえた上で練習を計画し、短時間で効果が期待できる方法を工夫するなど、学習時間の確保に努めることが大切です。



## イ 入部と転・退部への対応

入部や転・退部についても、生徒側に立った上で適切に対応することが大切です。



### (3) 科学的・合理的な練習方法の工夫

生徒やチームを育成するためには、生徒の体力向上を図るトレーニング論、技術、戦術を向上させる専門的技術指導、医・科学に関する知識等が必要となります。

学校における運動部活動は、生徒の身体的な発育・発達や活動の意識を踏まえて運営されなければなりません。

このような観点から、練習計画の立案やシステムの開発が大切です。

教師（顧問）が、専門的技術指導を行うことが困難な場合は、「11 外部指導者の活用」を踏まえて、有効かつ効果的な練習を行うことが重要です。

## 13 体罰の防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されるものではありません。

- ★ 非違行為（問題行動）を行った生徒に対する「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されています。
- ★ 生徒に非違行為がない部活動でのプレーミスなどは、そもそも「懲戒」の対象となりません。このような部活動の指導中に行われる有形力（目に見える物理的な力）の行使は、「暴行・傷害」行為に当たります。

### ○学校教育法

（児童・生徒等の懲戒）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### ア 体罰防止のために

運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、または精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われますが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものです。

ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければなりません。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えません。

- ☆ 体罰等を厳しい指導として正当化することは誤った認識であること、また体罰は法令に反する行為であり、絶対に許されないことを学校全体に定着させること。
- ☆ 部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導にあたること。
- ☆ 生徒個人やチームの目標を明確にするとともに、生徒の意欲を引き出せるよう、日頃から生徒の個性を把握、理解し、その願いにこたえられる指導に努めること。
- ☆ 顧問を複数配置し、顧問間の連携が図れる指導体制をつくり、指導が一人の顧問に任せきりにならないように努めること。
- ☆ 生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を校内に整えること。

## イ セルフチェックシート

体罰を未然に防ぎ、生徒との信頼関係を築くために、折にふれてセルフチェックシートを活用し、自分自身の人権感覚や指導方法について振り返る契機としてください。

No	設問	ある	ない
01	試合には、負けたくない。勝ちたい。そのためには厳しい指導も当然であり、生徒もそれを受け入れるべきだと思っていませんか。		
02	顧問の役割は、部員により高い競技力や技術力を身に付けさせることであり、これ以外に部員に求めるものはないと考えていませんか。		
03	自分自身の競技力や指導力に自信をもっており、他の顧問や保護者の意見を聞く必要がないと考えていませんか。		
04	部活動の指導では、「こんなこともできないのか。」「できないなら、やめてしまえ。」など、言葉遣いがきつくなることはやむを得ないと考えていませんか。		
05	大会や試合で負けると指導者として、その結果を受け入れることができます、生徒のミスや欠点ばかりが目につき、生徒を叱っていることはありませんか。		

## 第3 運動部活動の管理

身体活動をともなう運動部活動には、けがや事故などの危険因子が含まれていることから、教師（顧問）は、生徒の生命・身体の安全を確保する指導・監督を行うことが必要です。

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体のシステムづくりや、万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておくことが重要です。

### 1 生徒の健康管理

生徒の心身の健康を把握することは、安全な運動部活動の実施や突然の事態に対処するためにも必要です。

- ☆ 家庭（保護者）、学級担任、養護教諭等との情報交換を行うなど、連携を密にすること。

- ※ 健康診断の結果を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努める。
- ※ 身体状況等は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。

### 2 生徒の事故防止と安全指導

教師（顧問）は、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れる態度や能力を養うとともに、望ましい人間関係の育成に留意することが重要です。

- ☆ 生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた練習を行わせること。
- ☆ 生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせること。
- ☆ 競技の特性に応じて施設・設備や用具の点検を行うこと。

- ※ 身体接触をともなう競技で、技能において明らかに差がある者と練習を行う場合は、安全を確保する工夫や配慮が必要。

### 3 練習の管理及び指導

教師（顧問）は、生徒の実態に応じて計画した練習内容等により、生徒の活動場所で指導を行わなければなりません。

また、不在となる場合は、他の教師（顧問）に代わりを依頼する、あるいは活動を取りやめる必要があります。

- ☆ 生徒だけで運動部活動が行われることがないよう、日頃から指導・管理を徹底すること。

### 4 下校指導と施設・用具の管理

教師（顧問）は、運動部活動を終えた生徒に対して適切に下校指導を行うとともに、日頃から活動場所や施設等の管理を適切に行う必要があります。

- ☆ 日没時刻や通学路の交通事情等を考慮した上で練習時間を設定すること。
- ☆ 下校時刻が予定よりも遅くなる場合は、保護者への連絡を徹底させるなど、家庭との連携を密にすること。
- ☆ 練習終了後、活動場所の整備や用具の管理とともに、施設の火気、戸締まり、消灯の点検を行うこと。

- ※ 他の教師（顧問）に指導を依頼した場合、下校指導と施設・用具の管理についても併せて依頼する。
  - ※ 施設や部室等の鍵は、教師（顧問）が適切な保管場所において管理する。

### 5 学校外での活動

教師（顧問）は、学校外で活動を行う場合においても、生徒の実態や状況に応じて練習の内容を計画するとともに、安全や保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられている施設等を活動場所として選定する必要があります。

- ☆ 学校外の活動場所へ移動する際は、交通ルールを遵守させるとともに、社会的マナー等の指導を徹底すること。
- ☆ 「第2 運動部活動の運営」の「7 校外活動（合宿・遠征等）」に記載しているとおり、必要な手続きを行うこと。

- ※ 事前に計画し、保護者に伝えておく。
  - ※ 必ず教師（顧問）が、活動場所で指導にあたる。

## 6 教師（顧問）の連携

生徒の安全確保に努め、生徒の自主的に取り組もうとする意識を促す指導を行うためには、教師（顧問）間の連携が必要です。

- ☆ 同部の教師（顧問）との連携により、活動場所に教師（顧問）不在とならないようすること。
- ☆ 当該部の教師（顧問）が不在となる場合は、他部の教師（顧問）等との連携によって対応すること。

- ※ 教師（顧問）間で役割分担を行い、生徒の状況や情報について連携を図る。
  - ※ 部日誌を活用するなど、活動内容の共通理解を図る。

## 7 緊急時の対応

生徒の事故や傷害に対し、迅速かつ適切な治療へとつなげるためには、教師（顧問）間の連携だけでなく、生徒自らが適切に対応できるよう指導することが必要です。

- ☆ 生徒が事故や傷害の発見者となる場合を想定し、図式化するなど、わかりやすい連絡体制等を作成しておくこと。
- ☆ 在宅中の生徒に対して緊急に連絡を行う場合を想定し、部員名簿を兼ねた連絡網を作成しておくこと。

- ※ 連絡体制や連絡網は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。

## 8 部活動を支える体制づくり

生徒が生き生きと充実した運動部活動を行うためには、教師（顧問）の資質の向上と安心して積極的に指導できる体制づくりが大切です。

- ☆ 顧問会議や研修会等の内容を充実させること。
- ☆ 教師（顧問）間の連携が図れる体制をつくること。
- ☆ 保護者等にも理解を求め、協力を得ること。

- ※ 事故防止・救急法・トレーニング指導法等の研修を実施する。
  - ※ 生徒に関する情報交換に努め、教師（顧問）間の連携を深める。
  - ※ 部活動計画表（活動場所・時間・担当教師（顧問））を作成する。
  - ※ 学校の部活動方針の説明、日常活動での最終下校時刻の連絡などを行う。

## 9 事故防止

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、教師（顧問）に対して安全指導と安全管理の両面から注意義務が求められます。

運動部活動の指導にあたっては安全を最優先し、事故防止には万全を期さなければなりません。

また、生徒自身が危険を見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導することも大切です。

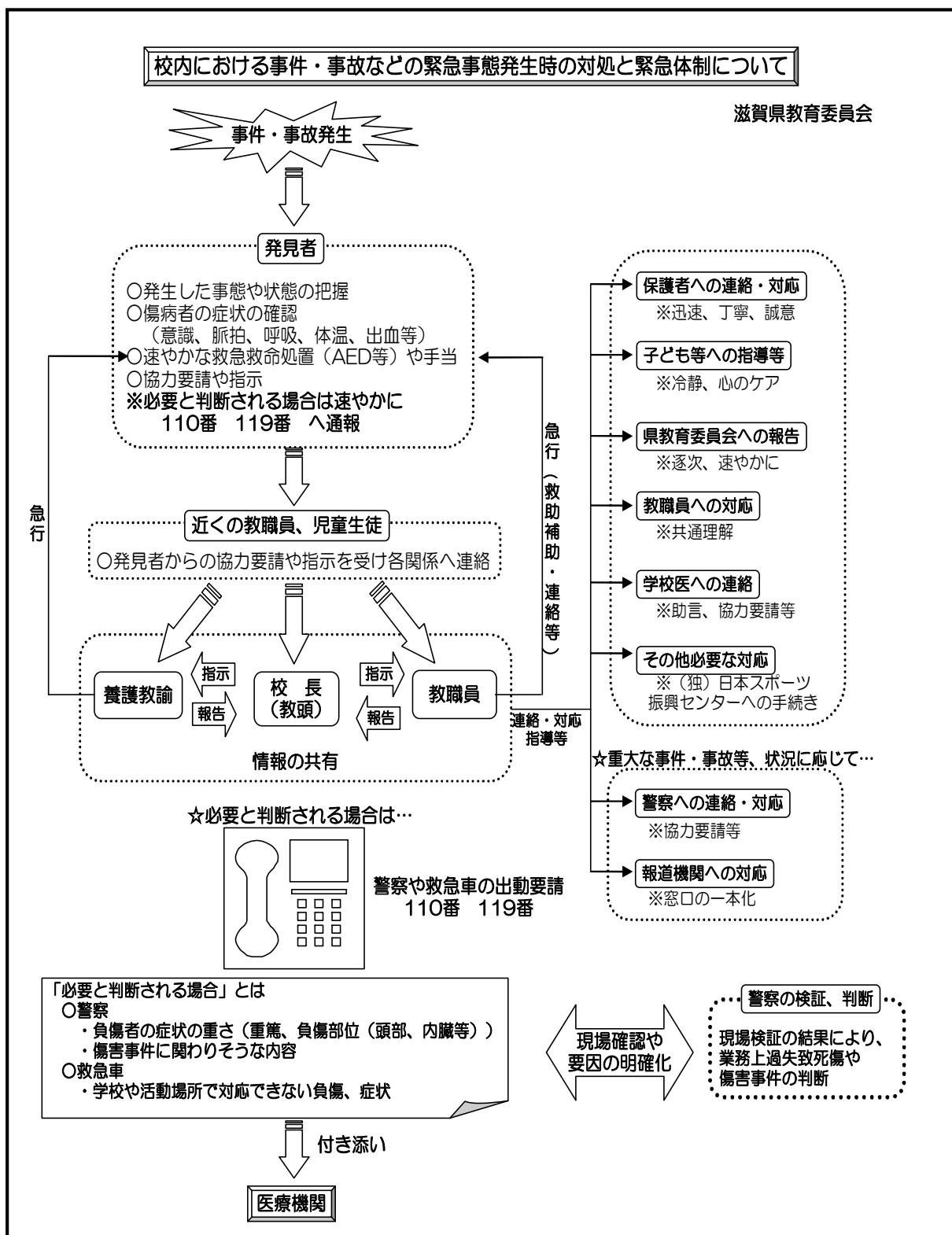
### 安全指導・安全管理のポイント

- ▶ 生徒の日常の健康観察・健康診断の結果の把握
- ▶ 緊急時の連絡体制の確立
- ▶ 適切な練習時間・練習量
- ▶ 安全に活動できる服装・用具
- ▶ 施設設備の整理整頓
- ▶ 練習場の広さ、衛生面の配慮
- ▶ 天候や気象を考慮した指導

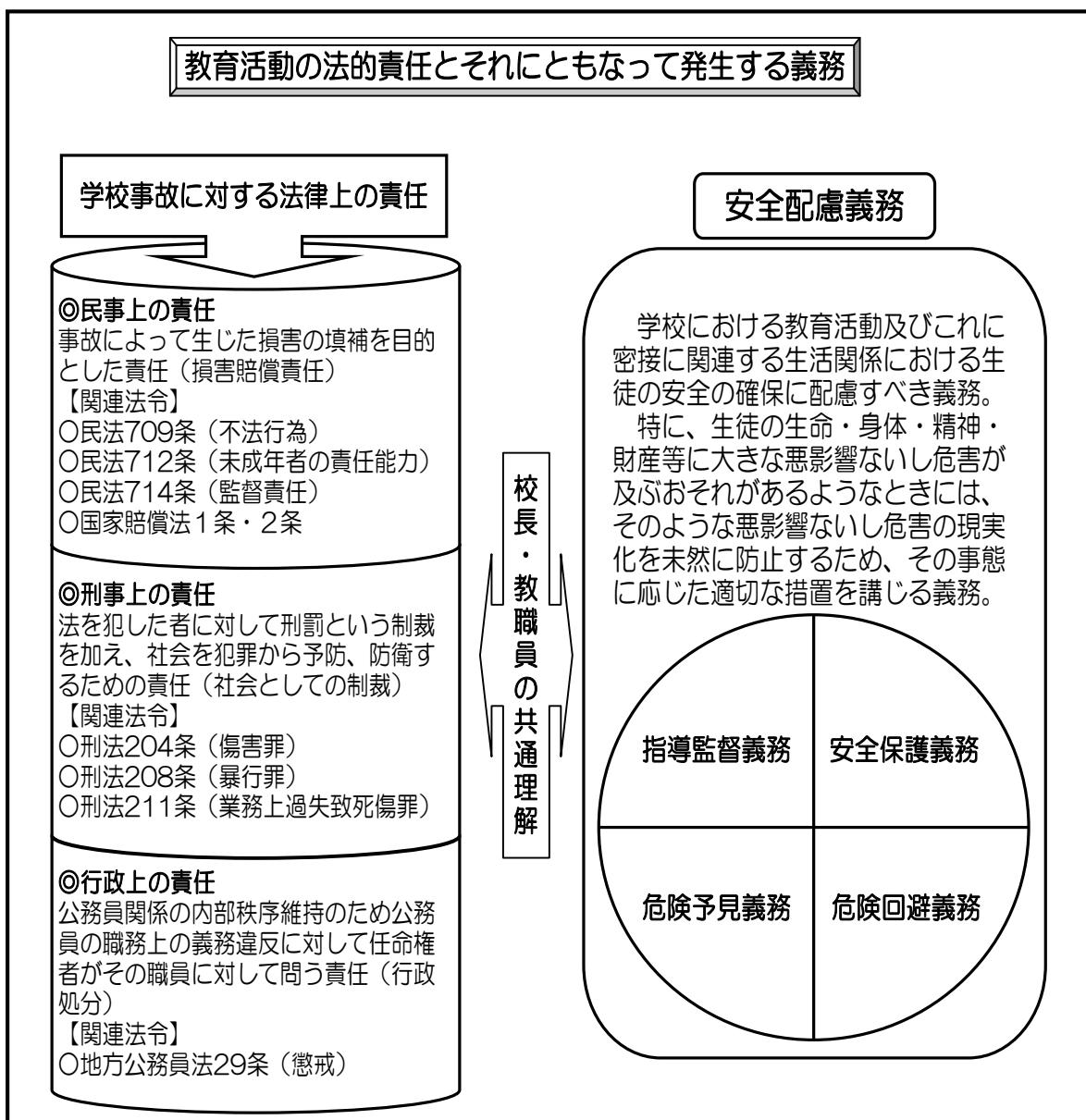
## 資料

- 1 緊急体制
- 2 法的責任・義務
- 3 熱中症予防
- 4 落雷の予兆
- 5 通知文

## 1 緊急体制



## 2 法的責任・義務



### 3 熱中症予防

#### ●熱中症は予防できる！－熱中症予防の原則－

##### 1 環境条件に応じて運動する（「熱中症予防のための運動指針」を参照）

学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとりましょう（目安は30分程度に1回）。

##### 2 こまめに水分を補給する

暑いと汗をたくさんかきます。水分を補給しないと脱水状態となり、体温調節や運動能力が低下します。暑いときは、一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給しましょう。汗には塩分も含まれているので、0.2%程度の食塩水を補給します。市販のスポーツドリンク（多くは、塩分濃度0.1~0.2%）を利用するのもよいでしょう。補給する量は、汗をかいて失われた分を補給するのが望ましい形です。発汗量は個人差が大きいので、運動前後に体重を計って、水分補給の目安としましょう。



##### 3 暑さに慣らす

熱中症の事故は、梅雨明けなどの急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向にあります。暑さに慣れるまでは（1週間程度）、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。

また、試験休みや病気の後など、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などには、急に激しい運動をすると熱中症が発生があるので、注意しましょう。



##### 4 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

暑いときには、軽装にして、素材も吸湿性や通気性のよいものを選びます。屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぎましょう。防具をつけるスポーツ（剣道、アメリカンフットボールなど）では、休憩中に防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。



##### 5 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する必要があります。肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので、運動を軽くするなどの配慮をしましょう。

学校の管理下における熱中症死亡事故の7割以上は肥満傾向の人に起きており、特に注意が必要です。

また、体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症を発症しやすくなってしまいます。疲労、発熱、下痢など体調不良のときは、無理に運動をしない・させないことです。

★ 以上のポイントの前提として、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！

#### ◆トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱産生と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱（＊）が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。激しい運動では、安静時の10~15倍の熱が発生しますが、これは、20~30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生やすくなるのです。高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になってしまいます。脱水になると、循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下し、さらにもうつ熱が生じやすくなってしまうのです。

\*うつ熱：体内に熱が溜まること

WBGT	湿球温	乾球温	運動は原則中止	参考 热中症予防のための運動指針
31	27	35	厳重警戒（激しい運動は中止）	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなる。特別な場合以外は運動は中止する。
28	24	31	警戒（積極的に休息）	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いので激しい運動や持久走など熱負荷の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息を取り水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
25	21	28	注意（積極的に水分補給）	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り、水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
21	18	24	ほぼ安全（適宜水分補給）	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
WBGT（湿球黒球温度） 屋外: WBGT = 0.7 × 濡球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度 室内: WBGT = 0.7 × 濡球温度 + 0.3 × 黒球温度 ○ 環境条件の評価はWBGTが望ましい。 ○ 濡球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。 ○ 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。				

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人日本体育協会）」

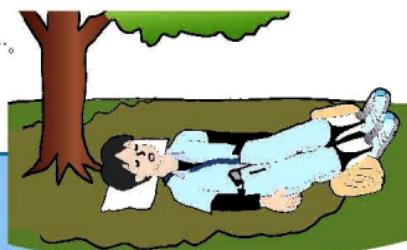
（引用文献『熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－』文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター）

## ●熱中症の応急措置



### -あわてるな！されど急ごう応急措置-

熱中症は予防が大切です。  
しかし、もし熱中症になってしまったら…。  
万一の場合に備えて、応急手当や必要な措置などを理解しておくことは大変重要です！



涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせる。

次のような症状がみられる場合は、速やかに必要な手当や措置をとる。

#### 熱けいれん

大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。

#### 熱疲労

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起こる。頻脈、顔面蒼白となる。体温の上昇は顕著ではない。

#### 熱射病（重症）

体温調節が破綻して起こり、高体温で種々の程度の意識障害が起こる。足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がりがない、応答が鈍い、意識がもうろうとしている、言動が不自然など少しでも意識障害がある場合には、熱射病を疑う。

**生理食塩水を補給する。**  
(0.9%食塩水  
 $= 1\ell$  の水に 9g の食塩水)  
1ℓの水 9gの食塩

**水分を補給する。**  
(0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等)  
1ℓの水 2gの食塩



すぐに救急車を要請し、同時に応急手当を行う。

回復しないときは  
救急車を要請 !!



回復 !!

足を高くして寝かせ、  
手足を末梢から中心部に向けマッサージするのも効果的

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

☆ 水をかけたり、濡れタオルを当てて扇ぐ。



#### One Point !!

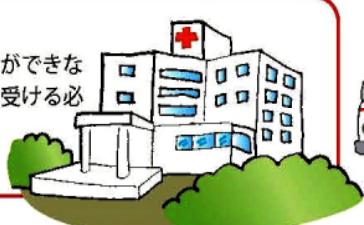
上記に加えて、氷やアイスパックがあれば、頭部、脇の下、足の付け根などの大きな血管を冷やすのも効果的！



※ できるだけ迅速に体温を下げることができれば、救命率が上がります !!

病院へ !!

吐き気や嘔吐などで水分補給ができない場合は、病院へ運び点滴を受ける必要があります。



病院へ !!



体を冷やしながら、設備や治療スタッフが整った集中治療のできる病院へ一刻も早く搬送しましょう !!

(引用文献『熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－』 文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター)

## 4 落雷の予兆

### 落雷事故を未然に防ぐために

気象情報の収集が避雷対策の出発！(前日から気象情報に注意)

#### 雷の危険性

◇雷の電流は、一般家庭の数百～数万倍 ◇雷の直撃を受けると80%が死亡



- ◎雷鳴が聞こえたら  
または
- ◎頭上で急に発達した黒雲

雷の発生・接近を知るには！

※ AMラジオの活用  
50kmほど離れた雷からカリカリ  
という雑音をキャッチ



直ちに安全な場所に

### 避難・待機

【運動場やプールにいるとき】  
校舎・体育館など

【校外にいるとき】  
バス・電車・鉄筋コンクリート建築など

雷雲が遠ざかり、雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは安全な場所で待機

#### 気象台等からの情報収集

#### 緊急避難的な場所(落雷を受ける確率はゼロにはならない)

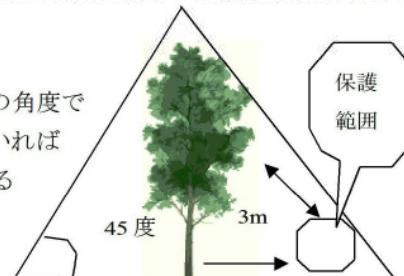
◇橋の下、避雷針あるいは高い物体の保護範囲内は、緊急避難的な場所として活用できるが、落雷を受ける確率はゼロにはならない。

#### ◇保護範囲(右図参照)

高さ5m以上30m以下の高い物体に対し、木の一番高い部分を45度の角度で見上げた範囲内かつ、その物体から3m以上離れた場所でしゃがんでいれば比較的安全である。(木の一番高い部分までに、途中に枝・葉がでている場合は、その枝・葉からも3m離れる)

【注意】木・柱の真下には行かない。側撃の可能性あり

※側撃(落雷を受けた物体から放電を受けること)



#### 情報収集について

◇大阪管区気象台 <http://www.osaka-jma.go.jp/> ◇日本気象協会 <http://tenki.jp/>

◇ウェザーニュース <http://weathernews.jp/thunder/>

※雷に関する防災気象情報は「注意報」までしかない(「警報」はない)

(引用文献『雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版』監修：日本大気電気学会)

## 5 通 知 文

### ◎運動部活動の指導関係

- ・中学校、高等学校における運動部活動の指導について（昭和32年5月16日）
- ・学校の体育行事等における事故防止について（昭和41年2月8日）
- ・運動部活動における事故防止について（平成7年4月18日）
- ・運動部活動の指導について（平成16年10月6日）
- ・運動部活動の指導について（平成21年8月7日）

### ◎運動部活動の引率関係

- ・運動部活動等における児童生徒の引率について（平成2年12月13日）
- ・運動部活動等における生徒の引率について（平成6年5月9日）
- ・部活動に係わる保護者会等のマイクロバスの利用について（平成14年3月8日）
- ・運動部活動等における児童生徒の引率について（平成21年7月13日）
- ・運動部活動等に係る児童生徒の引率について（平成21年12月14日）

### ◎国民体育大会関係

- ・中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（平成19年1月19日）
- ・中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（平成20年12月26日）

### ◎中学校（体育連盟）関係

- ・スポーツ優良選手等の高等学校入学者選抜における推薦等に係る指導について（平成16年6月1日）
- ・スポーツ優秀選手の高等学校入学選抜における推薦に係る指導について（平成21年7月3日）
- ・スポーツ優秀選手の高等学校入学選抜における推薦に係る指導について（平成21年7月14日）
- ・滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例
- ・滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例（補足説明）

### ◎高等学校（体育連盟）関係

- ・高体連等の大会に係る個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて（平成18年4月28日）
- ・高体連および高文連各種大会における「引率・監督」について（平成18年6月16日）

### ◎健康管理関係

- ・「学校給食における食中毒発生対応マニュアル」の送付について（平成21年5月15日）
- ・児童生徒の健康管理について（平成21年6月30日）
- ・熱中症事故等の防止について（平成21年6月26日）

# 中学校、高等学校における運動部活動の指導について（通知）

文初中第275号

昭和32年5月16日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事 殿  
各附属学校をもつ国立学校長  
各国立高等学校長

文部省初等中等教育局長

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、慣用、明朗などの望ましい態度、習慣の育成をめざして行われるべきものであるが、最近運動部に属する生徒の暴力的な行動や不良行為が一部に起こっていることは、まことに遺憾であります。

これについては、学校における生徒指導や特別教育活動一般の問題として検討し、指導の強化を図る必要があるが、この際学校における運動部活動の指導について下記事項に留意され運動部の運営が、単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部として十分な指導が行われるよう、御配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この通達の周知徹底方についてよろしくお取り計らい願います。

## 記

1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であることから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別各部の担当教員などを監督して、その指導の万全を図ること。

### 2 校長の特に留意すべき点

(1) 運動部の技術的コーチを教職員以外に求める場合には、その人の人格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。

(2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのため

に運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制されることがないよう配慮すること。

- (3) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場合に行きすぎた激励や応援を行って、生徒に悪い影響を与えないように配慮すること。
- (4) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「学校対外運動競技の基準」（昭和32年5月15日文初中第249号文部事務次官通達）によること。
- (5) 運動選手に対し、試験を免除したり、採点を加減するなど、一般の生徒と差別のある取扱をしないこと。

### 3 運動部長の特に留意すべき点

- (1) 運動部長は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
- (2) 運動部長は、施設用具などが選手のみに独占されることのないように指導すること。

### 4 種目別各部の担当教員の特に留意すべき点

- (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全体を掌握して指導監督に当ること。
- (2) 生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意思、健康などを十分に考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。
- (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力をこえた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。
- (4) 運動部の練習については、生徒の健康や学業を十分に考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。

### 5 合宿練習の指導において特に留意すること

- (1) 合宿の生活においては、教師は必ず寝食をともにして監督し、その生活がとく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的に計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮すること。
- (2) 合宿生活は、ややもすると、飲酒、喫煙、その他好ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に生徒の行動を確実に把握してその生活全般にわたる指導に留意すること。
- (3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異なって、練習時間や練習量が多く、生徒は心身ともに疲労を増してくるので、教師は個々の生徒の健康や衛生に留意し、病気になったり、傷害を起こしたりするものでないよう注意すること。

# 学校の体育行事等における事故防止について（通知）

文体第 83 号

昭和41年2月8日

各都道府県教育委員会 殿

文部省体育局長通達

青少年の健康の増進と体力の向上を図るため、体育的活動を活発に行うことは、きわめて必要なことあります。

しかし、最近の、中学校、高等学校の体育活動において、生徒のけが、死亡等の事故が発生していることは、まことに遺憾であります。

については、学校行事等またはクラブ活動における体育的活動の実施にあたっては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管下関係方面に周知させてください。

記

- 1 学校行事等またはクラブ活動における体育活動（以下「体育活動」という。）の計画は、学習指導要領の趣旨に即して作成すべきものであるが、その際、生徒の健康状態や体力等の差異を考慮した内容とし、画一的な計画を避けること。
- 2 体育活動の実施にあたっては、あらかじめ生徒の健康診断、健康相談、健康観察等を徹底し、その結果に基づいて必要な場合には、参加についての規則をする等の措置を講ずること。
- 3 体育活動の実施にあたっては、その指導が徹底するように配慮するとともに、常に事故防止に留意し、必要に応じて直ちに救急車等の措置がとれるように準備しておくこと。

## 運動部活動における事故防止について（通知）

滋教委保第452号  
平成7年4月18日

各市町村教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長

平素から運動部活動の指導について、特に安全面への配慮に対してご尽力いただき感謝申し上げます

新年度になり、新入部員を迎えるにあたり、今一度安全指導の徹底を図るため下記の事項を周知され、事故防止について万全を期するようご指導をお願いします。

記

1. 新入生の指導にあたっては、十分な健康観察のもと生徒一人ひとりの発育発達に応じ、課題に無理がないよう、特に配慮すること。
2. 施設・備品の安全点検を定期的に行うこと。
3. 部活動の大会等引率は、安全確保に努め、教育計画に基づき適切な指示や指導をすること。  
また、生徒を私有車に同乗させないこと。

## 運動部活動の指導について（通知）

滋教委保第1155号  
平成16年（2004年）10月6日

各市町村教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長

運動部活動については、各学校の実情や生徒の発育発達段階に応じた適切な指導をしていただくようお願いしているところですが、生徒を取り巻く社会環境の変化から、心身にわたる様々な問題が発生しており、改めて指導のあり方が問われています。

つきましては、別添「運動部活動の指導について」の趣旨を踏まえ、今一度、下記の点に留意して、生徒指導ならびに指導のあり方について見直すとともに、事故等の防止について万全を期するよう指導願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各中学校・高等学校長あて別添冊子を配布いただくとともに、趣旨の徹底を図られるようお願いいたします。

### 記

- 1 生徒の個性の尊重と柔軟な運営、生活バランスの確保等十分配慮して指導すること。
- 2 指導者の勝利至上主義的な考え方から過重な練習を強いたり不適切な言動により生徒の心身にわたる様々な課題が発生していることからも、適切な指導を心掛けること。
- 3 活動の目的や内容等、保護者の理解を図るとともに連携を密にすること。
- 4 大会等の引率は、安全確保に努め、教育計画に基づき適切な指示や指導すること。
- 5 施設・備品の安全点検を定期的に行うこと。

## 運動部活動の指導について（通知）

滋教委ス第726号

平成21年（2009年）8月7日

各市町教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

平素は、本県学校教育の推進に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、過日、県内の学校において、柔道部の練習中に生徒が重体に陥る事故が発生しました。

運動部活動の指導については、「運動部活動の指導について（平成14年1月）」の趣旨を踏まえ、各学校の実情や生徒の発達段階に応じた適切な指導を行う旨通知しているところですが、引き続き、下記事項に留意の上、事故等の防止について万全を期するようお願ひいたします。

なお、市町教育委員会におかれましては、貴管内の各学校へ趣旨の徹底を図られますようお願ひいたします。

記

- 1 生徒の発育・発達段階に応じた練習計画のもとで指導することはもとより、事故防止の観点から安全面について十分に配慮すること。
- 2 活動の目標や内容等については、保護者の理解を得るとともに、連携を密にすること。
- 3 生徒の事故や負傷等に対し、迅速かつ適切な処置・対応となるよう「緊急時マニュアル」等を見直し、教職員への徹底を図ること。
- 4 施設・設備の安全点検を定期的に行うこと。
- 5 熱中症や落雷事故の防止についても十分に留意すること。

# 運動部活動等における児童生徒の引率について（通知）

滋教委保第1397号  
平成2年12月13日

市町村教育委員会教育長

殿

県立学校長

滋賀県教育委員会  
教育長 西池季節

平素は青少年の健全育成、とりわけ運動部活動を通じて、体力の増進・競技力の向上・精神力の高揚等にご尽力いただき感謝申し上げます。

その方策として、対外的な試合や練習に児童生徒を引率参加させる機会が増加しており、その引率に苦慮されておられることと存じますが、最近、教員の私有車による児童生徒の同乗引率中の事故が何件か発生しました。

幸いにいずれも軽微で大事にいたりませんでしたが、死亡等大事故の発生する慮は多分にあります。

かねてより、指導を依頼しておりますように、教員の私有車に児童生徒を同乗させることは、緊急やむを得ない場合を除いて、厳しく禁止しているところあります。

貴職におかれましても、下記の事項を周知徹底し、このような事故が再発することのないようご指導をお願いします。

## 記

### 部活動における校外活動引率指導について

- 1 校外での活動は、必ず事前に校長に届け出、承認を得ること。
  - 2 校外活動の引率については、安全確保に努め徒步、自転車、公共交通機関を利用し、必ず指導教員が引率すること。
  - 3 私有車等教職員の運転する車に児童生徒を同乗引率することは認めないこと。
- ※ 県立学校において、私有者の公務使用届により認めていますが、これは「不便地通勤・出張や、多量の荷物運搬等に要するため」のもので、児童生徒の同乗を認めたものではないので、誤解のないよう指導されたい。
- ※ 校長が緊急やむを得ないと判断した場合のみ使用を認める。

### 一般留意事項

- 1 安全を重視する。特に交通規則を遵守し、事故の防止に努めること。
- 2 不幸にして事故の発生した場合には、早急に対応し、関係機関への連絡を速やかに行うこと。
- 3 県立学校に勤務する教職員は、昭和53年3月17日付け滋教委教第140号により、校長に公務使用私有車の承認を受けておくこと。

## 運動部活動等における生徒の引率について

滋教委保第535号  
平成6年5月9日

県立学校長殿  
守山市教育委員会教育長殿

滋賀県教育委員会  
保健体育課長

平素から運動部活動の指導について、特に安全面への配慮に対して御尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、昨日、香川県小豆島で高等学校野球部員が同乗したマイクロバスの転落事故によって、多数が死傷したことはご承知のことと存じます。

本県では、かねてより生徒を私有車に同乗させないよう指導をお願いしているところであります、さらに徹底されて、このような事故が起こらないよう御指導をお願いします。

なお、運動部活動に供する車両につきましては、平成2年12月13日付け滋教委保第1397号教育長通知に留意し、十分な安全確保に努めるとともに、学校職員が運転することのないよう充分に御指導を賜りますようお願いします。

守山市教育委員会にあっては貴管下の守山市立女子高等学校に本書の写しを送付していただきますようお願いします。

# 部活動に係わる保護者会等のマイクロバスの利用について

滋教委学第386号  
滋教委保第535号  
平成14年（2002年）3月8日

県立学校長様

滋賀県教育委員会事務局  
学校教育課長  
保健体育課長

平素は、部活動を通じて、生徒の能力・適性の伸長と「生きる力」を育成するため、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、部活動における校外活動引率指導については、別添のとおり平成2年12月13日付け滋教委保第1397号「運動部活動等における児童生徒の引率」（通知）により指導をお願いしているところです。

しかし、近年、保護者の部活動に対する関心が高くなり、生徒の活動を支援するためには、マイクロバスを利用した保護者等の運転による生徒の輸送が見受けられます。

このことについて、生徒の安全確保に係わって格別のご配慮をしていただいていることと思いますが、さらに下記事項にご留意され、ご指導くださいますようお願いします。

なお、部活動における生徒の引率指導については、これまでどおりの指導をお願いします。

## 記

- (1) 運転者は大型免許取得者で相当の運転経験がある教職員以外の保護者・後援会の者や大型運転2種免許取得者であることなど、安全運転に十分な配慮がなされていること。
- (2) 運転前後等には必要な点検等を実施するとともに、長距離または深夜におよぶ運行はしないようにし、万一長距離運行をしなければならない場合は複数の運転者で運行するなど、運転者が無理をせず安全に運行できるよう万全の配慮がなされていること。
- (3) 車両は保護者会・後援会、その他これらに準ずる団体の所有するもの、またはレンタカー（車両番号が「わ」ナンバーのもの）などで、道路運送車両法に基づき十分な管理がなされており、万一の事故等に備え、任意保険に加入するなど十分な安全性が確保されていること。
- (4) 必要な場合、教師（顧問）も同乗し生徒の指導をするとともに、安全運行に協力すること。

# 運動部活動等における児童生徒の引率について（通知）

滋教委ス第 644 号  
平成21年（2009年）7月13日

各市町教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会教育長 末 松 史 彦

平素は、本県学校教育の推進に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、一昨日、大分県において、高等学校野球部のマイクロバス横転事故が発生し、尊い命が失われたことはすでにご承知のことと存じます。

本県においては、すでに、教職員が運転する私有車等への児童生徒の同乗を厳しく禁止する旨通知しているところですが、引き続き、この趣旨を周知徹底の上、事故防止に万全を期するようお願いいたします。

## 【別添文書】

- ・ 通知文〔平成2年12月13日・滋教委保第1397号〕 ・・・・・・・・・・・・一葉
- ・ 通知文〔平成6年5月9日・滋教委保第535号〕 ・・・・・・・・・・・・一葉

## 運動部活動等に係る児童生徒の引率について（通知）

滋教委ス第990号  
平成21年(2009年)12月14日

各市町教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会教育長 末松 史彦

平素は、本県学校教育の推進に対してご尽力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、一昨日、県内において、高等学校の運動部顧問が運転するマイクロバスによる追突事故が発生しました。

本件は、部員同乗の上、校外へ練習試合に向かう途中で発生したのですが、本県においては、教職員が運転する私有車等への児童生徒の同乗を厳しく禁止する旨を通知しているところです。

つきましては、引き続き、この趣旨を周知徹底の上、長期休業中はもとより、課業日においても事故防止に万全を期するようお願いいたします。

【別添文書】

## 中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

滋教委ス第 47 号

平成19年 1月 19日

各市町教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長より通知  
がありましたのでご承知おきください。

(写)

18文科ス第375号  
平成18年12月20日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長 殿  
附属中学校を置く各国立学校法人学長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
樋 口 修 資

#### 中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

このことについては、平成17年12月22日付け17文科ス第327号により通知しているところですが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が標記のことについて協議した結果、別紙に改めることとし、第62回国民体育大会（平成19年）及び第63回国民体育大会（平成20年）から実施されることとなりましたので通知します。

#### 記

- 1 中学生の国民体育大会（予選会を含む。以下同じ。）への参加については、生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 生徒の国民体育大会への参加が、当該生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に懸案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。

(別紙)

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

1 対象競技

競技	種目	種別	備考
ソフトテニス		少年	第62回から実施
フェンシング		少年	
アーチェリー		少年	第63回から実施
スキー		少年	
セーリング		少年	
馬術		少年	
水泳		少年B	第49回から実施
スケート		少年	
体操		少年	
陸上競技		少年B	

競技	種目	種別	備考
カヌー	ワイルドウォーター	男子	第61回から実施
	スラロームレーシング	女子	
	フラットウォーター	少年	
ゴルフ		少年男子 女子	第61回から実施
サッカー		少年男子 女子	
卓球		少年	
テニス		少年	
ボウリング		少年	

2 参加学年 第3学年

(参考)

17文科ス第327号  
平成17年12月22日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長 殿  
附属中学校を置く各国立学校法人学長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
樋 口 修 資  
文部科学省初等中等局長  
錢 谷 真 美

#### 中学生の国民体育大会の参加について（通知）

このことについては、平成6年1月17日付け文体体第162号「中学生の国民体育大会の参加について」により、一部の競技について、中学校3年生に在学する生徒に限り、参加を認めてきましたが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が協議した結果、第61回国民体育大会（兵庫県）から、別紙のとおり実施されることとなりました。

については、各位におかれましては、下記事項に留意の上、今後とも生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるようご協力を願います。

また、中学生の参加を認める競技の拡大については、今後、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体において、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

本通知の発出にともない、「中学生の国民体育大会の参加について（平成6年1月17日付け文体体第162号）」は、廃止することとします。

以上のことについては、都道府県教育委員会におかれましては、管内の市（区）町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれましては、附属学校に対して周知くださるよう、併せてお取り計らい願います。

(参考－別紙)

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

1 対象競技

競技	種目	種別
カヌー	ワイルドウォーター、	男子
	スラロームレーシング	女子
	フラットウォーター	少年
ゴルフ		少年男子、女子
サッカー		少年男子、女子
水泳	競技	少年B
スケート	フィギュア	少年
体操	体操競技	少年
卓球		少年
テニス		少年
ボウリング		少年
陸上競技		少年B

2 参加学年 第3学年

## 中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

滋教委ス第1168号  
平成20年（2008年）12月26日

各市町教育委員会教育長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長より通知がありました。

つきましては、貴管内各中学校長に対し周知くださるようお取り計らい願います。

・・

各 県 立 中 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

このことについて、別添（写）のとおり文部科学省スポーツ・青少年局長より通知がありましたのでご承知おきください。

(写)

20諸文科ス第375号  
平成18年12月20日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長 殿  
附属中学校を置く各国立学校法人学長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
山 中 伸 一

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

このことについては、平成18年12月20日付け18文科ス第375号により通知しているところですが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が標記のことについて協議した結果、別紙に改めることとし、第64回国民体育大会（平成21年）から実施されることとなりましたので通知します。

については、都道府県教育委員会におかれては、管内の各市（区）町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれては、附属学校に対して周知くださるようお取り計らい願います。

なお、中学生の参加を認める範囲の拡大については、今後も文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

(別紙)

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

1 対象競技

競 技	種 目	種 別	備 考
水 泳	競技	少年B	第49回から実施
スケート	フィギュア	少年	
体 操	体操競技	少年	
陸上競技		少年B	
カヌー	ワイルドウォーター	男子	第61回から実施
	スラロームレーシング	女子	
	フラットウォーター	少年	
ゴルフ		少年男子 女子	
サッカー		少年男子 女子	
卓球		少年	
テニス		少年	
ボウリング		少年	
ソフトテニス		少年	第62回から実施
フェンシング		少年	
アーチェリー		少年	第63回から実施
スキー		少年	
セーリング		少年	
馬術		少年	
水泳	飛込	少年	第64回から実施
スケート	シンクロナイズドスイミング	少年女子	
山岳		少年	

2 参加学年 第3学年

# スポーツ優良選手等の高等学校入学選抜における 推薦等に係る指導について

平成16年6月1日

各中学校長様

滋賀県中学校長会  
会長 南出 儀一郎

時下、御職におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、中学校教育の発展のため格別のご理解、ご支援をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、進路指導におけるスポーツ優良生徒に係ります当該生徒及び保護者との関わりにつきましては、いといろとご配慮いただいておりますが、中学校教育並びに進路指導が混乱なく実施出来ますように、下記の点につきましてご協力をお願い申し上げます。

## 記

- 1 スポーツ優良選手等の進路指導に係る懇談については、中学校教育並びに進路指導を混乱なく実施させるという観点から、当該競技等の滋賀県大会（夏季総合体育大会）終了後に実施するよう願いたい。
- 2 スポーツ優良選手等の進路指導に係る懇談については、中学校と高等学校の校長双方が事前に承諾し、その後、高等学校教員（顧問等）と中学校進路指導担当者や顧問、担任が懇談を行うものとするよう配慮願いたい。
- 3 高等学校教員（顧問等）と中学校生徒並びに保護者への直接の懇談についても、双方の校長の了解のもとで、当該中学校で行うよう配慮願いたい。
- 4 生徒への直接の懇談については、いたずらに生徒に期待感を与えたり、無用の混乱を生じさせないように格別の配慮のもとで実施していただきたい。  
また、中学校の教育課程や進路指導にあらぬ混乱を招かないように十分な配慮を願いたい。

# スポーツ優秀選手の高等学校入学選抜における 推薦に係る指導について（依頼）

平成21年7月3日

各 中 学 校 長 様

滋賀県中学校長会長 堀池 修造  
滋賀県中学校体育連盟会長 丹田 克己

時下、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、中学校教育の発展のため格別の御理解、御支援をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、進路指導におけるスポーツ優秀選手に係わる当該生徒および保護者との関わりにつきましては、昨年度もお願いしているところですが、改善されてきてはいるものの、まだまだ多くの課題が見受けられます。

推薦の要件につきましては、県教育委員会から示されているとおり、当該高等学校が示す推薦要件にふさわしいとともに、中学校長の推薦を受けた者であることは周知のことであります。従って、高等学校の推薦要件を満たさない生徒や、中学校での生活が推薦に値しない生徒は、推薦されないことになります。しかしながら、毎年、高等学校か中学校の何れか一方の要件を満たすだけで、生徒本人や保護者に安易に推薦が可能なことをにおわしたり、中学校長に保護者が推薦を強要するなどのケースが見受けられ、指導に支障が生じことがあります。

特に、地域のクラブチームに所属する生徒について、推薦要件にあう場合は推薦すべきですが、地域での活動だけに趣旨が徹底されないこともあります。地域指導者に当該中高等学校より本趣旨を十分に知つてもらうよう働きかける必要を感じます。

そこで、中学校教育並びに進路指導が混乱なく実施出来るように、新たに下記の点につき、高等学校長様宛に御協力を依頼するところです。

つきましては、貴中学校の各顧問並びに教員に周知徹底をいただきますようお願いいたします。

記

## スポーツ優秀選手推薦に係る確認事項

- 1 滋賀県大会（夏季総合体育大会）終了後から、ほぼ2学期末までの期間に、互いの校長を通して確認・承諾をする。
- 2 高等学校教員（進路指導担当者・顧問）と中学校進路指導担当者や顧問、担任が懇談を行う。  
なお、高等学校および中学校の推薦要件をとても満たしそうにない場合は、いたずらに期待を持たせることがないよう、それ以上推薦の話を進めないこと。
- 3 その後、高等学校教員（進路指導担当者・顧問）と保護者・生徒の懇談は中学校で中学校関係者立ち会いのもと、原則的に12月に行う。
- 4 本確認事項以外に推薦の話が進むことがないよう、関係団体にも徹底を図るよう務める。

# スポーツ優秀選手の高等学校入学選抜における 推薦に係る指導について（依頼）

平成21年7月14日

各県立高等学校長 様  
各私立高等学校長 様

滋賀県中学校長会長 堀池 修造  
滋賀県中学校体育連盟会長 丹田 克己

時下、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、中学校教育の発展のため格別の御理解、御支援をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、進路指導におけるスポーツ優秀選手に係わります当該生徒および保護者との関わりにつきましては、いろいろと御配慮をいただいているところですが、依然として多くの課題が見受けられます。

推薦の要件では、当該高等学校が示されています推薦要件にふさわしいとともに、中学校長の推薦を受けた者であると県教育委員会から示されています。従って、高等学校の推薦要件を満たさない生徒や、中学校での生活が推薦に値しない生徒は、推薦されないことになります。しかしながら、毎年、高等学校か中学校の何れか一方の要件を満たすだけで、生徒本人や保護者に安易に推薦が可能なことをにおわしたり、中学校長に保護者が推薦を強要するなどのケースが見受けられ、指導に支障が生じることがあります。

特に、地域のクラブチームに所属する生徒について、推薦要件にあう場合は推薦になりますが、地域での活動だけに趣旨が徹底されないこともあります、地域指導者に当該中高等学校より本趣旨を十分に知つてもらうよう働きかける必要を感じます。

そこで、中学校教育並びに進路指導が混乱なく実施出来ますように、下記の点につきまして御協力をお願い申し上げます。

つきましては、貴中学校の各顧問の先生方へ周知徹底いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## 記

### スポーツ優秀選手推薦に係る確認事項

- 1 滋賀県大会（夏季総合体育大会）終了後から、ほぼ2学期末までの期間に、互いの校長を通して確認・承諾をする。
- 2 高等学校教員（進路指導担当者・顧問）と中学校進路指導担当者や顧問、担任が懇談を行う。  
なお、高等学校および中学校の推薦要件をとても満たしそうにない場合は、いたずらに期待を持たせることがないよう、それ以上推薦の話を進めない。
- 3 その後、高等学校教員（進路指導担当者・顧問）と保護者・生徒の懇談は、中学校関係者立ち会いのもと、原則的に12月に行う。
- 4 本確認事項以外に推薦の話が進むことがないよう、関係団体にも徹底を図るよう務める。

# 「滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例」

滋賀県中学校体育連盟

滋賀県中学校体育連盟の主催する各総合体育大会は、中学校教育の一環として位置づけ、県下中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員であることを基本とする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき当該校教員以外（以下引率者としての外部指導者とする）の引率による大会参加を認める。

## 1 引率者としての外部指導者の規定

- (1) 当該校長が認めた成人であり、教育計画に基づいて設置されている運動部活動に日頃から指導に当たっている者であること。  
また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約がなされていること。
- (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。  
また、専門部によってはそのための資格を求める場合もある。
- (3) 各大会申込用紙の引率者としての外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
- (5) この規定以外のことは、大会要項及び県専門部の定める規定の通りとする。

## 2 引率者としての外部指導者を認める種目は、下記のとおりとする。

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| ・陸上競技（リレーを除く） | ・水泳（リレーを除く）  | ・ソフトテニス（個人） |
| ・卓球（個人）       | ・バドミントン（個人）  | ・体操、新体操（個人） |
| ・柔道（個人）       | ・剣道（個人）      |             |
| ・ボート（個人）      | ・スキー（リレーを除く） |             |

## 3 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認めない。

- (1) 監督の必要な場合は、他校の教員とする。このとき当該校の校長は、監督を受けようとする教員の所属する校長に文書で依頼し、県専門部の承認を得ること。
- (2) 引率者としての外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。

## 4 引率上の留意点及び大会会場においての留意点

- (1) 引率者としての外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
- (2) 各専門部が定める会場使用上の規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

## 5 本規定は、平成15年4月1日より実施する。

平成16年4月 1日 一部改正  
平成18年2月24日 一部改正

# 「滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例」

(補足説明)

滋賀県中学校体育連盟

滋賀県中学校体育連盟の主催する各総合体育大会は、中学校教育の一環として位置づけ、県下中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員であることを基本とする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき当該校教員以外（以下引率者としての外部指導者とする）の引率による大会参加を認める。

- ・該当生徒について、大会に参加することで教育的効果があること。
- ・教員による引率が基本であり、安易に特例を認めていることではないこと。

## 1 引率者としての外部指導者の規定

- (1) 当該校長が認めた成人であり、教育計画に基づいて設置されている運動部活動に日頃から指導に当たっている者であること。  
また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約がなされていること。
- (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。  
また、専門部によってはそのための資格を求める場合もある。
- (3) 各大会申込用紙の引率者としての外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
- (5) この規定以外のこととは、大会要項及び県専門部の定める規定の通りとする。

- ・校長は、事前に引率外部指導者と十分に協議し、留意事項等の徹底を図ること。
- ・契約に必要な様式は、別に定める。
- ・大会申込時に、その契約書の写しを添付すること。
- ・大会申込書は、各専門部が定める様式を使用する。
- ・不適格者として判断した場合は、文書で該当校長あて通知する。

## 2 引率者としての外部指導者を認める種目は、下記のとおりとする。

- |               |             |              |
|---------------|-------------|--------------|
| ・陸上競技（リレーを除く） | ・水泳（リレーを除く） | ・ソフトテニス（個人）  |
| ・卓球（個人）       | ・バドミントン（個人） | ・体操、新体操（個人）  |
| ・柔道（個人）       | ・剣道（個人）     | ・スキー（リレーを除く） |
| ・ボート（個人）      |             |              |

- ・団体競技については、認めない。

## 3 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認めない。

- (1) 監督の必要な場合は、他校の教員とする。このとき当該校の校長は、監督を受けようとする教員の所属する学校長に文書で依頼し、県専門部の承認を得ること。

- ・依頼文書の様式は、別に定める。
- ・大会申込時にその承諾書の写しを添付すること。

(2) 引率者としての外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。

- ・引率者としての外部指導者は、ベンチ入りできない。

#### 4 引率上の留意点及び大会会場においての留意点

(1) 引率者としての外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。

- ・引率にあたっては、公の交通機関を利用すること。
- ・引率者の傷害保険、交通費等の経費は、事前に協議し共通理解を図っておくこと。
- ・大会参加の心得、服装・持ち物等の約束ごと、交通機関利用時のマナー等、各校で事前指導している内容を確認し、適切な指導がなされていること。

(2) 各専門部が定める会場使用上の規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

- ・競技会場の使用上の注意を守ること。
- ・ゴミの持ち帰りは徹底すること。

#### 5 本規定は、平成15年4月1日より実施する。

- ・状況に応じて改正する場合がある。
- ・本規定を改正する場合は、理事・専門委員長会で協議し、支部長・評議員会での議決をもって行う。

「滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例」の取り扱いにあたって

本特例を取り扱う際には、各学校で次のような手順を踏んで下さい。

- 1 年度初めに全校生徒（保護者）に設置していない運動部活動の種目に参加する希望の有無を確認する。
- 2 希望する生徒の大会参加について、校内で共通理解を図る。  
(大会参加に伴う引率は原則として学校で対応する。)
- 3 大会参加に伴う引率が学校で対応できない場合、保護者及び引率外部者と連携し本規程による引率体制を整える。

(様式1-①)

中發第 号  
平成 年(年)月日

様

中学校  
校長名 印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会参加に伴う引率について（依頼）

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり引率者としての外部指導者として依頼しますので、ご承諾いただきますようお願いします。

記

1. 期 日 年 月 日 ～ 月 日

2. 会 場

3. 引率生徒 氏 名

参加種目

4. 引率上の留意点（各校で定めている引率上の留意事項等）

（例）①必ず公共の交通機関を利用すること。

また、乗車時のマナー等の指導を徹底すること。

②現地到着時及び解散時には、学校へ連絡すること。

5. その他（各校で協議した事項）

（例）①引率にかかる経費、保険加入等の経費負担等について。

②会場では、本校の依頼した監督と連携をとりその指示にしたがうこと。

(様式1-②)

平成 年(年)月 日

中学校  
校長 様

(引率者氏名) 印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会参加に伴う引率について(承諾)

標記大会に貴校生徒が出場するにあたり、下記のとおり引率者としての外部指導者として承諾いたします。

記

1. 期日 年 月 日 ~ 月 日

2. 会場

3. 引率生徒 氏名

参加種目

4. 引率上の留意点(各校で定めている引率上の留意事項等)

(例) ①必ず公共の交通機関を利用すること。

また、乗車時のマナー等の指導を徹底すること。

②現地到着時及び解散時には、学校へ連絡すること。

5. その他(各校で協議した事項)

(例) ①引率にかかる経費、保険加入等の経費負担等について。

②会場では、本校の依頼した監督と連携をとりその指示にしたがうこと。

(様式2-①)

中發第 号  
平成 年(年)月日

中学校  
校長 様

中学校  
校長名 印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会 監督依頼書

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、貴所属 様を下記のとおり監督  
としてご依頼申し上げますので、ご承諾いただきますようお願いします。

記

1. 期 日 年 月 日 ~ 月 日

2. 参加生徒 氏名

参加種目

3. 引率者氏名(連絡先)

(様式2-②)

中發第 号  
平成 年(年)月日

様

中学校  
校長名 印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会 監督依頼書

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり監督としてご依頼申し上げますので、ご承諾いただきますようお願いします。

記

1. 期 日 年 月 日 ～ 月 日

2. 参加生徒 氏名

参加種目

3. 引率者氏名(連絡先)

(様式2-③)

中發第 号  
平成 年(年)月日

中学校  
校長 様

中学校  
校長名 印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会 監督承諾書

平成 年 月 日付け、 中發第 号で依頼のありました、標記大会の監督依頼について、下記のとおり承諾いたします。

記

1. 期 日 年 月 日 ~ 月 日

2. 参加生徒 氏名

参加種目

3. 引率者氏名(連絡先)

(様式3-①)

中發第 号  
平成 年(年)月日

滋賀県中学校体育連盟

専門部  
部長 様

中学校

校長名

印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会の監督について

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり監督としてご承認いただきますようお願いします。

記

1. 参加生徒 氏名

参加種目

2. 監督名(所属) 氏名 ( 中学校)

3. その他(監督承諾書写し様式2-③) 別添

(様式3-②)

平成 年(年)月 日

中学校  
校長 様

滋賀県中学校体育連盟

専門部

部長名 印

第 回滋賀県中学校 季総合体育大会の監督について

標記大会における貴校生徒の監督について、下記のとおり承認いたします。

記

1. 参加生徒 氏名

参加種目

2. 監督名(所属) 氏名 ( 中学校)

3. その他(留意事項:各専門部で規定する内容等)

## 高体連等の大会に係る個人情報及び肖像権に関する 取り扱いについて

滋高体連第23号  
平成18年（2006年）4月28日

各専門部長様

滋賀県高等学校体育連盟  
会長 佐藤國治

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、個人情報及び肖像権に関する取り扱いについては、利用目的や利用範囲を明確にし、本人等から同意を得ることが必要になりました。

つきましては、本連盟では個人情報保護及び肖像権に関する取り扱いについて、別紙のとおり基本方針を作成しました。

各専門部においては、それぞれの競技の特性がありますので、この基本方針を参考にしていただき、個人情報及び肖像権に関する取り扱いについてご配慮いただきますとともに、本人等の同意を得ていただきますようお願いします。

なお、別紙で通知文例を添付します。

# 個人情報保護及び肖像権に関する取り扱いについて 【基本方針】

滋賀県高等学校体育連盟

本連盟が運営（業務）上、収集した個人情報及び肖像権の取り扱いについては、下記のとおり基本方針を定め、個人情報及び肖像権の保護に万全を期す。

## 記

### 1 基本方針

- (1) 本連盟は、個人情報の取り扱いについて利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行う。
- (2) 本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (3) 本連盟は、個人情報を安全に管理するため、個人情報の紛失・改ざん・漏洩等の防止に努める。
- (4) 本連盟は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、適切に対応する。
- (5) 本連盟は、個人情報保護法及び関連するその他の法令・規範を遵守し、適宜、本個人情報の保護に関する方針、施策の改善を図る。

### 2 個人情報の利用目的

- (1) 滋賀県高等学校体育連盟が主催する競技大会及び事業を開催するため。
- (2) 財団法人全国高等学校体育連盟並びに近畿高等学校体育連盟が主催または共催・後援する競技大会及び事業への参加申し込みを行うため。
- (3) 大会競技の結果及び記録の管理を行うため。
- (4) 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理する。また、各種補助金等の交付の申請を行うため。

### 3 個人情報の利用範囲

- (1) プログラム（大会要項）への掲載
  - ①競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・氏名
  - ②競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・氏名、学年・性別・ポジション（競技により身長・体重も含む）
  - ③過去の競技大会の結果等
- (2) 大会結果の掲載  
滋賀県高等学校体育連盟HP及び滋賀県高等学校体育連盟各専門部HP

○高体連記録集への掲載、報道機関への提供

- ・指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・氏名・学年・性別・競技・種目記録・ポジション等

(3) 写真・映像の掲載（H P・高体連記録集への掲載、報道機関への提供）

○競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・氏名

○競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等）、生徒の学校名・氏名・学年・性別・競技種目・記録・ポジション等

#### 4 個人情報の公表への同意について

本連盟は、「公表される個人情報」の内容について、以下の対応を行う。

(1) 競技大会及び事業へ参加する役員・審判者・発表者等への対応

事前の役員会（打合会・抽選会等）で確認を行う。（口頭での確認も可）

(2) 各学校への対応

滋賀県高体連（各専門部）における大会・行事に参加する生徒及び保護者に、滋賀県高体連各専門部から、参加申込み等の際に「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」の、周知の徹底を図る。

個人情報の公表に同意しない生徒の申し出があった場合は、「個人情報の公表に同意しない生徒名簿」（別紙2）を参加申込時に提出する。

本連盟は、その意思を尊重した取り扱いを行う。なお「個人情報の公表に同意しない生徒名簿」の提出がない場合は、同意が得られたものとして取り扱う。

(3) 報道機関への対応

報道資料の提供は、本連盟及び（財）全国高等学校体育連盟が認める報道機関を行う。

報道機関が写真や映像を撮影する場合は、予め本連盟専門部を通じて「個人情報の公表に同意しない生徒」を確認の上、撮影には配慮するよう指導する。

特定の個人やチームの写真・映像の撮影及び取材を希望する場合は、事前に本連盟各専門部を通じて本人及びチームの監督の同意を得るよう指導する。

#### [5] 同意しない生徒の個人情報への対応について

大会の運営上、各専門部の特殊性等があるため、申請のあった個人と該当専門部と十分話し合い、個人への配慮を考えた上対応する。大会結果及び記録の掲載や報道機関への情報提供をする場合にも、プログラムへの記載と同様に取り扱う。

#### [6] 個人の権利の尊重について

加盟校の生徒・保護者から自己情報の開示・訂正・削除・または拒否の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、対応する。

(別紙1：専門部→高体連事務局)

## 個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿

滋賀県高等学校体育連盟会長 様

以下の生徒については、個人情報の公表について同意が得られていないので、プログラムの作成、記録の発表、報道機関への情報提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。

専門部名

専門部長名

印

個人情報の公表に同意が得られない生徒名簿

滋賀県高等学校体育連盟 専門部長 様

競技種目名（ ）

以下の生徒については、個人情報の公表について同意が得られていないので、プログラムの作成、記録の発表、報道機関への情報提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。

生徒氏名	同意が得られている内容があれば記入してください

専門部名

専門部長名

印

# 高体連および高文連各種大会における 『引率・監督』について（通知）

滋教委ス第749号  
平成18年（2006年）6月16日

各県立学校長様

滋賀県教育委員会事務局  
教職員課長  
学校教育課長  
スポーツ健康課長

高体連および高文連各種大会における引率については、検討の結果、今回、下記のとおり改正しました。

なお、この実施につきましては、平成18年6月16日からとします。

記

## 1. 高体連および高文連各種大会における引率について 従来

- ・引率責任者は当該校の教員とする。

当該校の教員：校長、教頭、教諭、臨時講師、実習教諭、養護教諭

↓

改正

- ・引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の教員とする。  
個人の場合も基本的には当該校の教員とするが、やむを得ない場合は校長の認める学校の教員とすることができる。

[団体の場合] 当該校の教員とする

(校長、教頭、教諭、臨時講師、実習教諭、養護教諭)

[個人の場合] 校長の認める教員とする（他校の教員でも可）

(校長、教頭、教諭、臨時講師、実習教諭、養護教諭)

## 2. 高体連各種大会における監督、コーチ等について 従来どおり

- ・監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

## 『引率・監督』についての留意事項

### 1. 高体連および高文連各種大会における引率について

(1) 団体の場合は、必ず該当校の教員が引率すること。

(2) 個人の場合は、原則としては当該校の教員とするが、やむを得ない場合は学校長が認めた他校の教員でも可能とする。

※他校の教員に依頼するときは、他校の教員の勤務校の校長と「委任」「承諾」の文書を交わしておくこと。

※他校の教員が引率することを保護者に十分理解してもらい承諾してもらうこと。

(○印は引率可能、×印は引率不可)

職名	団体の場合の引率		個人の場合の引率	
	該当校	他校	該当校	他校
校長	○	×	○	○
教頭	○	×	○	○
教諭	○	×	○	○
臨時講師	○	×	○	○
実習教諭	○	×	○	○
養護教諭	○	×	○	○
実習助手	×	×	×	×
事務職員	×	×	×	×
外部指導者	×	×	×	×
保護者	×	×	×	×

### 2. 高体連各種大会における監督、コーチについて

監督、コーチ等は校長が認める場合は、外部指導者でも可能とする。

但し、競技団体の規定により外部指導者が監督・コーチ等として認められない場合は、競技団体の規定に従うこと。

※ 外部指導者が監督・コーチをしていても、引率を兼ねることはできない。

## 「学校給食における食中毒発生対応マニュアル」 の送付について

滋教委ス第 413 号  
平成 21 年（2009 年）5 月 15 日

各市町教育委員会教育長 様  
学校給食実施県立学校長 様  
県立中学校長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

平素は、安全かつ安心な学校給食の実施にご配慮いただきありがとうございます。

このたび、学校給食法が一部改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、本県において平成 10 年 8 月に作成しました「食中毒発生対応マニュアル」を見直し、一部を改正しました。

今回の改正は、最近の食中毒の主流であるノロウイルスによる集団感染を防ぎ、関係機関との連携により早急な対応ができるよう各種様式の整備を図り、各学校における危機管理対応の措置を講ずるものであります。

なお、学校給食が原因であるとは判断できない感染症や、教科等の学校教育活動において食中毒発生の疑いが生じた場合にも、本マニュアルに準じて対応していただくようお願いします。

つきましては、改正の趣旨をご理解の上、各市町教育委員会におかれでは、管内の小・中学校および共同調理場に増刷し配布いただくとともに、内容の周知、徹底をお願いします。

また、本マニュアルを当課のホームページ上で閲覧および報告様式をダウンロードしていただけるよう対応しますので、ご活用ください。

# 熱中症事故等の防止について（依頼）

21ス学健第8号

平成21年6月26日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当課長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

松 川 憲 行

企画・体育課長

有 松 育 子

## 1 热中症事故の防止について

热中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、別添のとおり、学校の管理下における热中症事故が発生している状況にあります。

学校の管理下における热中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生していますが、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

については、热中症事故を防止するため、「热中症を予防しよう—知って防ごう热中症—」（平成15年6月発行）や環境省で作成している「热中症環境保健マニュアル」（2008年6月改訂版）を参考として、地域の実態に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底されるよう御配慮願います。

なお、政府においては、热中症対策の効率的、効果的な実施方法を検討し、情報交換を行うため、平成19年12月から関係省庁連絡会議を設置しています。各省庁の関連情報については、環境省のホームページ（[http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/index.html](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html)）から取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

## 2 落雷事故の防止について

昨年度においても、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたしました。

- (1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q & A－改訂版」《平成13年5月1日発行》より）によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対しても周知するようお取り計らい願います。

## 児童生徒等の健康管理について（通知）

滋教委ス第 594 号

平成21年（2009年）6月30日

各市町教育委員会教育長 様  
各 県 立 学 校 長 様

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課長

このことにつきまして、本県でも学校管理下において、毎年、熱中症による緊急搬送の事案が発生しています。

学校管理下における熱中症は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、特に、高温環境下の夏の屋外、気温・湿度の高い体育館等における運動や部活動の際に多く発生しています。

つきましては、学校行事・運動部活動等学校教育活動中の児童生徒等の健康管理については、こまめに休憩をとったり、水分を補給するなどの万全な対応をお願いします。

なお、市町教育委員会におかれましては、各管内幼・小・中学校（園）に対しご指導くださいますよう、よろしくお願ひします。

また、滋賀県教育委員会スポーツ健康課ホームページの中で、熱中症に関する紹介をしておりますのでご活用ください。

<スポーツ健康課ホームページ>

<http://www.pref.shiga.jp/edu/gakko/ma0820070613.html>